

帝京科学大学受託研究取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帝京科学大学（以下「本学」という。）における受託研究の受入れを積極的に推進し、研究を円滑に実施するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において外部からの委託を受けて大学の公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れることができる。

(受入れの条件)

第4条 受託研究を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) 止むを得ない理由により受託研究を中止し、又は、その期間を延長する場合においても、本学はその責めを負わないこと。
- (3) 受託研究の結果工業所有権等の権利が生じた場合には、大学と委託者と協議してその帰属、持分について決定すること。
- (4) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納入すること。
- (5) 原則として、納入された経費は、返還しないこと。ただし、第2号の中止の場合において、特に必要があるときは、不要となった経費の額の範囲内で、その全部又は一部を返還することができること。
- (6) 受託研究に要する経費により取得した設備等は委託者に返還しないこと。

2 前項に定めるもののほか、受託研究の受入れに関して必要と認められる条件を付することができる。

3 委託者が国の機関若しくは公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体である場合は、第1項第6号の条件は付さないことができる。

(研究に要する経費)

第5条 受託研究の受入れに当って、委託者が負担する額は、謝金、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額及び当該研究遂行に関連し直接必要な経費以外に必要となる光熱水料等の間接経費を勘案して定める額の合算額とする。光熱水料等の間接経費の額は、直接必要な経費の30%に相当する額を標準とするものとする。

(受託研究の申込み)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、別記様式により申込書を理事長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第7条 理事長は、受託研究の申込みを受けたときは、学長にその受入れの可否について諮問し、学長は研究推進委員会の議を経て、理事長に報告するものとする。

(契約)

第8条 理事長は、受託研究の受入れを決定したときは、学長に通知し、契約を締結させるものとする。

(経費の経理)

第9条 受託研究の経費として納入された経費は、会計課を通して経理するものとする。

(受託研究の中止)

第10条 天災その他やむを得ない理由が生じたときは、学長は研究推進委員会の議を経て、当該研究を中止し、又はその期間の延長を決定することができる。

2 学長は前項の決定をした場合は、理事長に報告するものとする。

(受託研究の完了)

第11条 研究を担当する職員は、当該研究が完了したときはその旨を学長に報告し、学長は理事長に報告するものとする。

(委託者への通知)

第12条 学長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその成果を委託者に通知するものとする。

(知的財産権等の帰属)

第13条 受託研究による発明等に係る知的財産権等の帰属は、委託者との契約等で特に定めがない場合、原則として、本学に帰属するものとする。

(研究成果の公表)

第14条 受託研究による研究成果は、原則公表するものとする。

2 公表の時期・方法については、委託者と協議の上、契約等において適切に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (帝京科総第77号 令和4年3月10日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。